

児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等改正案の概要

公布日施行 H31.7.1 施行 H32.4.1 施行 H34.4.1 施行 H35.4.1 施行

網掛け：政府案と同様の部分 波線：前回提出の野党案と同内容

第一 児童福祉法関係

項目	内容	
一 児童の権利擁護	① 児童福祉審議会が児童等の意見を聴く場合において、その心身の状況等に配慮（8条7項）【児童の権利保障の充実】 ② 児童の権利の保護の観点から児童の安全の確保を都道府県の業務として規定（11条1項2号へ） ③ 児童相談所長等の体罰禁止（33条の2第2項・47条3項）【親権者の体罰禁止と同趣旨】	
1 児童相談所の体制の強化	(1) 児童福祉司の増員	① 児童福祉司の段階的増員（①管轄人口3万人に1人、②対応件数に応じた上乗せ、③各児童相談所に1人、④里親支援担当1人、⑤市町村支援担当として都道府県の管内30市町村につき1人（指定都市は1人））（13条2項）【③を除き政令事項を法定化。③は野党共同案独自部分】
2 児童相談所の体制の強化	(2) 国等による体制整備	① 都道府県の必要な体制の整備（11条6項） ② 都道府県による市町村への必要な支援（11条2項） ③ 国による都道府県及び市町村が実施する体制の整備等に関する財政上の措置その他の必要な措置（市町村：10条5項・都道府県：11条7項）【政府案では「必要な措置」（下線部）】
3 専門性強化	(3) i 弁護士の配置等	① 常時弁護士による助言・指導（12条4項）
	ii 任用資格等	② 児童福祉司等の任用資格への精神保健福祉士・公認心理師の追加等（12条の3第2項4号5号・13条3項5号6号・13条3項2号7号）【政府案はH32.4.1施行】 ③ 児童心理司の配置基準を法定化（12条の3第7項） ④ 児童相談所における医師・保健師の配置（12条の3第8項）
	iii 指導教育担当児童福祉司	⑤ 児童福祉司には、指導教育担当児童福祉司が含まれること（13条5項） ⑥ 指導教育担当児童福祉司は児童福祉司として5年以上勤務・一定の研修課程修了者（13条6項）【経過措置有り（附3）】
2 児童相談所の設置促進	① 児童相談所の設置基準（人口要件等）の法定化（12条2項）【都道府県児相の減少防止】 ② 中核市及び特別区における児童相談所の必置（59条の4第1項）【政府案では検討条項】 ③ 国による児童相談所の職員の人材の育成・確保のための支援、財政上の措置その他必要な措置（59条の4第7項）	
三 市町村の体制強化	① 市町村子ども家庭総合支援拠点を必置とし、婦人相談員を配置（10条の2第1項第2項）【配暴センターとの連絡調整】 ② 全ての要保護児童対策地域協議会（地域協議会）に、常勤の調整担当者1名を配置（25条の2第6項）【連絡調整の促進】 ③ 地域協議会に係る関係機関等の資料提供等の応諾（25条の3第2項）【地域協議会の機能強化】	

第二 児童虐待防止法関係

項目	内容	
一 児童の権利擁護	① 児童の施設入所等の措置の実施又は解除に当たっての児童の意見を聴取（その心身の状況等に配慮）（10条の7、13条1項～3項）【政府案では検討条項（政府案附6条3項）】 ② 親権者の体罰禁止（14条1項）【政府案とは書き振りが異なる】	
2 る対応の強化	1 連携強化	① 強化を図るべき関係機関の連携の例示として「児童相談所、福祉事務所、市町村、家庭裁判所、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、学校、医療機関、民間団体等の間」及び「地方公共団体相互間」を明記し、当該連携の強化に「児童相談所及び都道府県警察の間の情報の共有に関する協定の締結」が含まれる旨を明記。不断の検証を行いつつ体制の整備。（4条1項）【連絡を密。学校と配暴センターは今回追加】
児童相談所の体制強化	(1) 情報共有	① 児童相談所長は、児童虐待に係る通告若しくは送致を受けた児童又は相談に応じた児童が他の児童相談所の管轄区域に転居したときは、当該他の児童相談所の所長に対し、通告等に係る児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供（8条4項）【転居前後の情報共有の強化】
	(2) 措置の解除制限等	① 児童について指導措置が採られている場合であって当該児童が他の自治体に転居するときは、措置の解除制限（12条の5）【児童相談所側に児童の身柄がない場合の転居前後の措置継続】 ② 都道府県知事は、転居が見込まれている児童の施設入所等の措置を解除しようとするときは、転居後の家庭環境等を勘案（13条1項2項）【児童相談所側に児童の身柄がある場合に、転居前の児童相談所が転居後の環境も勘案して身柄措置を解除せよとの規定】
	(3) 都道府県知事等の相互連携協力	① 都道府県知事間等の相互連携・協力（10条の8）【児童の身柄は児童相談所側にあるものの、保護者のみが転居する場合の児相間の連携】
3 機能分化	① 一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員の機能分化（11条9項）【政府案では同条6項。支援担当者が介入判断を行うことの困難性】	
三 早期発見	① 居住実態が把握できない児童等の所在確認・通告及び相談を容易にするための措置（4条7項）【前者は未就園児等の把握・後者はLINE等】 ② 児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること等を明確化（5条）	

項目	内容
	1項)【早期発見者の例示追加。なお政府案はH32.4.1施行】 ③学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務(5条3項)
四 指導支援の強化	①28条措置(虐待を行った保護者の意に反する場合の児童の施設入所措置)が採られている場合において、当該保護者に対して特定指導を実施(それ以外の措置等が採られている場合には、実施の努力義務)。(11条1項~3項)【再発防止プログラムの実施】
五 医師の関与等	①医師等に対し、児童虐待の発見のために必要な知識・技術に関する研修(4条3項)【医師等の専門性に鑑み、研修の規定を独立させた】 ②児童虐待の発見のために必要な知識・技術を有する医師等の確保、養成及び資質の向上(4条4項)【医師養成のコア・カリキュラムへの位置付け等】 ③児童相談所は、児童の心身の状態について、児童虐待に関し知見を有する医師の意見を聴取(8条2項3項)
六 再発事例の調査等	①児童虐待の再発の状況等に関する調査(4条8項) ②児童の死亡の原因に関する情報の活用(4条9項)【チャイルド・デス・レビューの活用】

第三 DV防止法関係

項目	内容
一 連携協力機関としての児童相談所の明記	①配偶者暴力相談支援センターがその業務を行うに当たり連携に努めるべき機関に、児童相談所を追加(3条5項) ②被害者の保護を行うに当たってその適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関として、児童相談所を明記(9条)
二 配偶者からの暴力の発見者による通報の義務化等	①配偶者からの暴力を受けている者を発見した者について、努力義務とされている通報を義務化するとともに、その通報先に市町村(配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設がない市町村に限る。②・③において同じ。)を追加(6条1項) ②その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見した医師その他の医療関係者について、通報を義務化するとともに、その通報先に市町村を追加(6条2項) ③市町村は、被害者に関する通報を受けた場合には、適切な配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対し、当該通報に係る事案に係る情報を提供(6条3項)

第四 検討条項(改正附則)

項目	内容
1 児童福祉司の数の標準の見直し	①児童福祉司の数の標準について、児童福祉司1人当たりの相談件数が40件を超えないよう必要な見直し(附5条)【児童福祉司の増員措置】
2 児童の権利擁護	①一時保護その他の措置に係る手続の在り方(附6条1項)【政府案附6条1項。一時保護の必要性についての司法関与等】 ②民法上の懲戒権について、児童の権利に関する国際的動向を踏まえ、早急に検討・結論(附6条2項)【国連子供の権利委員会の勧告】 ③親権者がその児童に対して体罰を加えた場合における親権停止等の在り方(附6条3項) ④児童が意見を述べることができる機会の拡充(アドボカシー制度)、児童の権利を擁護する仕組みの構築(オンブズマン制度)(附6条4項)【アドボカシー：弁護士等が児童の最善の利益を代弁する制度】
3 児童相談所の体制の強化等	①児童虐待に係る相談に応ずるための非常勤職員及び非常勤の婦人相談員の待遇の改善及び常勤職員への転換その他の地方公共団体が実施する児童相談所の体制の強化に対する国の支援の在り方(附7条1項1号)【児童相談所の非正規職員のみならず、市町村の児童虐待担当非正規職員・非常勤の婦人相談員も含めて待遇改善】 ②児童相談所の職員及び婦人相談員の待遇の改善その他の地方公共団体が実施する児童相談所の体制の強化に対する国の支援の在り方その他の児童相談所職員及び婦人相談員の専門性を確保するための方策(附7条1項2号)【正規職員であっても専門性を高めた者には待遇改善】 ③一時保護所の新設又は増設その他一時保護所の機能強化及びこれらの措置の実施に対する支援の在り方(附7条2項)【被虐待児と非行児の混合処遇等】
4 特定指導	①特定指導に関する調査研究・特定指導を実施するための専門施設の整備・支援(附8条)【再発防止プログラムの開発等】
5 保護者に対する支援等	①子育てに困難を有する親権者に対する支援の在り方(附9条1項)【他の虐待防止関連法に比べ児童虐待防止法には虐待者に対する支援規定が少なく、同法全体の検討】 ②児童虐待を受けた新生児が死亡する事態の発生の防止(附9条2項1号) ③乳幼児健診・学校健診において児童虐待の発見を容易にするための措置(附9条2項2号) ④児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親への委託を促進するための措置(附9条2項3号) ⑤措置解除者等に対する自立の支援を充実するための措置(附9条2項4号)
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等	①この法律の施行後3年を目途に、通報の対象となるDVの形態及び保護命令の対象となるDV被害者の範囲の拡大について検討(附10条1項) ②この法律の施行後3年を目途に、DVの加害者の更生のための指導及び支援の方法並びにそれらの実施体制について検討(附10条2項)